

平成18年11月30日

## 「新型交付税」試算について

全 国 知 事 会  
地方分権推進特別委員会  
地方交付税問題小委員会

「新型交付税」等の制度設計については、総務省主催の「地方交付税実務担当者全国会議」(平成18年11月1日)において、その「試算の方法」が示され、各地方公共団体における制度導入による影響額の試算作業を経て、現在、総務省において制度の最終設計を行っているところである。

今後の制度設計にあっては、以下の点に留意し、地方公共団体と十分協議を重ねたうえで検討を進めるべきである。

### 1 「新型交付税」等の算出根拠の明確化

「新型交付税」や地域振興費の単位費用及び各種補正係数の算出根拠とその妥当性を明らかにすべき

- ・ 「新型交付税」や地域振興費については、その単位費用や各種補正係数の算出根拠についての十分な説明がないため、これらの算出根拠とその妥当性を明らかにすべき。
- ・ 河川延長や学級数など人口と面積以外の基準により算定されていた経費を「新型交付税」に移行するとしたことや、人口密度や人口集中地区人口などを反映した補正係数を用いないとしたことの妥当性を明らかにすべき。
- ・ さらに地域の実情に対応した項目について別紙のとおり検討されたい。

「新型交付税」導入にともない廃止される測定単位(人口・面積は除く)及び補正係数は参考のとおり

## 2 「新型交付税」及び地域振興費の単位費用、補正係数設定にあたっての配慮

- ・ 「新型交付税」及び地域振興費の単位費用については、地方の財政需要の実態に応じて設定すること
- ・ また、補正係数については、交付税算定の透明性・予見可能性を確保する観点から、毎年度変更しないこと

## 3 「新型交付税」規模拡大にあたっての慎重な対応

新分権一括法による国の基準付けの見直し等にあわせて、「新型交付税」の規模を拡大するとされているが、人口と面積だけで単純には算定しがたい財政需要が存在することから、地方公共団体の財政運営に及ぼす影響等を十分検討し、経過措置の要否も含め慎重に対応すべき

- ・ 「新型交付税」制度創設後、その規模を拡大する場合には、新分権一括法の制定や国庫補助負担金改革による国の基準付けの廃止等の状況を踏まえ、地方公共団体の財政運営にどのような影響を及ぼすか、十分検討したうえで、慎重な対応が必要。
- ・ 国の基準付けが廃止されても、基本的な行政サービスの必要性が変わるわけではなく、人口と面積だけで単純には算定しがたい地方の財政需要が存在することから、人口と面積以外の適切な測定単位を設定するなど、こうした財政需要を的確に反映した算定を行うべき。

人口と面積だけで単純には算定しがたい項目の例  
警察職員数、港湾の係留施設延長

## 【別紙】

さらに地域の実情に対応した補正等の検討を要する項目

- ・ 豪雪
- ・ 過疎・辺地・離島
- ・ 半島地域・海岸延長

参考 「新型交付税」導入にともない廃止される測定単位（人口・面積は除く）及び補正係数

### 1 経常経費

#### 〔補正係数〕

##### 企画振興費

- ・ 密度補正：外国青年招致人員及び自治体職員協力交流研修員招致人員の需要額を割増措置（道府県・市町村）
- ・ 経常態容補正：「地域資源活用促進費」及び「農産漁村地域活性化事業費」について、非労働力比率、若者定住率、一次産業就業者比率により算入

##### その他諸費

- ・ 密度補正：人口密度250人未満の団体についての割増措置（道府県）
- ・ 密度補正：標準団体の人口密度を200人として、各団体の人口密度区分に応じ密度補正係数を設定（市町村）
- ・ 経常態容補正：平成18年度における地財計画と決算のかい離是正のため、その他の諸費（人口）の単位費用に経常経費需要額を一括算入した上で、人口段階ごとに調整（道府県・市町村）
- ・ 経常態容補正：国土保全費について、田、畑、森林面積等に応じて調整（市町村）
- ・ 経常態容補正：平成18年度における地財計画と決算のかい離是正のため、その他の諸費（面積）の単位費用に経常経費需要額を一括算入した上で、総面積を人口で除した値の対全国平均比率で調整（市町村）

### 2 投資的経費

#### 〔測定単位〕

- 河川費（河川の延長）（道府県分）
- 都市計画費（都市計画区域人口）（市町村分）
- 小学校費（学級数）（市町村分）
- 中学校費（学級数）（市町村分）
- 高等学校費（生徒数）（道府県分）
- 特殊教育諸学校費（学級数）（道府県分）
- 高齢者保険福祉費（65歳以上人口）（道府県・市町村分）
- 農業行政費（耕地面積、林野面積）（道府県分）  
（農家数）（市町村分）

#### 〔補正係数〕

- 河川費（道府県分）
  - ・ 投資補正：河川延長当たり人口比率により河川事業等の必要度を測定し、当該団体に応じた財政需要を算定
- 高齢者保険福祉費（市町村分）
  - ・ 数値急増補正：65歳以上人口が全国平均増加率を超える団体について割増
- 農業行政費（道府県・市町村分）
  - ・ 投資補正：田・畑・樹園地の面積比率、耕地面積によって土地改良事業、山村振興事業の必要度の差を反映
- 林野行政費（道府県分）
  - ・ 投資補正：保安林面積比率、人工林面積比率を用いて治山、造林の各事業の財政需要を算定
- 企画振興費（市町村分）
  - ・ 投資補正：高齢者にやさしいまちづくりに要する経費等を実情に応じて算入するため、65歳以上人口比率を用いて割増措置
- その他の諸費（道府県分）
  - ・ 人口（投資補正（一部））：人口集中地区人口比率の指標を用いた算定を廃止
  - ・ 面積（投資補正（一部））：総面積に占める田畑面積・宅地面積の率を用いた算定の廃止